

原子力規制委員会 殿

原子力発 第20484号
令和3年 3月 26日

住所 香川県高松市丸
氏名 四国電力株式会
取締役社長 長井 啓
社長執行役員

使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和元年7月26日付け原子力発 第19166号で申請し、令和元年9月13日
付け原子力発 第19205号、令和元年12月26日付け原子力発 第19342
号、令和2年4月7日付け原子力発 第20021号、令和2年6月17日付け原子
力発 第20093号及び令和2年12月10日付け原子力発 第20354号で
変更しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更
しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定
により提出いたします。

以 上

別 紙

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第19166号（令和元年 7月26日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原子力発 第19205号（令和元年 9月13日）

原子力発 第19342号（令和元年 12月26日）

原子力発 第20021号（令和2年 4月 7日）

原子力発 第20093号（令和2年 6月17日）

原子力発 第20354号（令和2年12月10日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号） 期日 自 令和 元年 10月 7日 至 令和 3年 3月 場所 <ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3) ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント（神戸地区） (兵庫県神戸市兵庫区和田岬町一丁目 1番1号) ・株式会社 中北製作所 本社工場 (大阪府大東市深野南町1番1号) ・株式会社 ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町3丁目1番 18号) ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地 500番地) </p>
	<p>工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 令和 2年 7月 21日 至 令和 3年 3月 場所 <ul style="list-style-type: none"> ・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3) ・株式会社 中北製作所 本社工場 (大阪府大東市深野南町1番1号) ・株式会社 G S エアサ 京都本社工場 (京都府京都市南区 吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地) </p>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期	令和 3年 3月

(変更後)

【申請書記載事項】

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	<p>工事の工程 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時（一号）</p> <p>期日　自　令和　元年10月　7日 至　令和　3年　8月</p> <p>場所　・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3) ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント（神戸地区） (兵庫県神戸市兵庫区和田岬町一丁目 1番1号) ・株式会社 中北製作所 本社工場 (大阪府大東市深野南町1番1号) ・株式会社 ベンカン機工 大阪工場 (兵庫県尼崎市西長洲町3丁目1番 18号) ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地 500番地)</p>
	<p>工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号）</p> <p>期日　自　令和　2年　7月21日 至　令和　3年10月</p> <p>場所　・伊方発電所 (愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ 3番耕地40番地3) ・株式会社 中北製作所 本社工場 (大阪府大東市深野南町1番1号)</p>
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期	令和　3年10月

変更理由

工事工程の変更及び工事の進捗に伴い、検査を受けようとする期日、場所及び申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期に変更が生じたことから、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」及び「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期」の記載を変更する。

2. 2 工事の工程に関する説明書

変更内容は、添付資料ー1のとおり。

2. 3 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更内容は、添付資料ー2のとおり。

3. 添付資料

添付資料ー1 「工事の工程に関する説明書」 変更前後比較

添付資料ー2 「工事の工程における放射線管理に関する説明書」 変更前後比較

変更前	変更後
工事の工程における放射線管理に関する説明書	
<p>1. 検査に伴う放射線管理</p> <p>(1) 検査中の放射線管理 被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーケイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規（細則一-2 放射線管理細則）に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 個人線量管理 線量は、ガラスバッジ及び警報付ボケット線量計を用いて測定する。</p>	<p>1. 検査に伴う放射線管理</p> <p>(1) 検査中の放射線管理 被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーケイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規（細則一-2 放射線管理細則）に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 個人線量管理 線量は、ガラスバッジ及び警報付ボケット線量計を用いて測定する。</p>
<p>2. 検査場所の区域区分</p> <p>(1) 汚染区分 3号機 3号機</p>	<p>2. 検査場所の区域区分</p> <p>(1) 汚染区分 3号機 3号機</p>
<p>(1) 汚染区分 A区分 (注1) B区分 (注2)</p> <p>(注1) 汚染のおそれのない区域 (注2) 経済産業省告示第百八十九号に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域</p>	<p>(1) 汚染区分 A区分 (注1) B区分 (注2)</p> <p>(注1) 汚染のおそれのない区域 (注2) 核燃料物質又は核燃料物質の製剤の事業に関する規則等の規定に基づく表面密度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域</p>
<p>(2) 線量当量率区分</p> <p>1区域：0・1mSv/hを超えるおそれのない区域 2区域：1mSv/hを超えるおそれのない区域 3区域：1mSv/hを超えるおそれのある区域</p>	<p>(2) 線量当量率区分</p> <p>1区域：0・1mSv/hを超えるおそれのない区域 2区域：1mSv/hを超えるおそれのない区域 3区域：1mSv/hを超えるおそれのある区域</p>
<p>3. 管理区域検査場所図 別紙参照</p>	<p>3. 管理区域検査場所図 別紙参照</p>
<p>・検査場所の汚染区分の定義に関する記載を適正化する。</p>	
変更理由	